

枚方市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 28 年 7 月 1 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	大 西 正 人
同	岩 本 優 祐
同	山 口 勤

1. 監査の対象

(1) 対象部課

環境部	環境総務課
	減量業務室
	穂谷川清掃工場
	東部清掃工場
	淀川衛生事業所
	環境保全課
	環境指導課

(2) 対象事務

平成 27 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）から平成 28 年 6 月 30 日（木）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【指摘・改善事項】

[環境総務課]

○ごみ処理手数料の証紙に関する事務について

証紙売りさばき人の廃業に伴う証紙の返還及び証紙代金の還付について、枚方市証紙条例施行規則に基づく売りさばき手数料の返納手続は行われていなかった。平成 26 年度に返還された証紙は一部を再利用していたが、平成 27 年度に返還された証紙は既に焼却処分されており、その経緯を確認できる書類も存在しなかった。

また、証紙販売においては、現金出納簿と納入通知書や金庫内現金との相違があるにもかかわらず、確認印及び承認印が押されていた。収納金の金融機関への払込みについても枚方市会計規則に基づく取扱いはされていなかった。

さらに、枚方市物品管理規則には、販売を目的とする物品の売払いの状況について、物品出納員へ毎月報告しなければならないと規定されているが、4 月分から 10 月分の報告を 12 月まで遅延するなど、同規則に基づく適切な報告は行われていなかった。

今後は、公金及び証紙の取扱いについて、組織的なチェック機能を強化・厳格化し、関係条例及び規則等に基づき適正に事務を執行するよう指摘する。

【意見・要望事項】

[減量業務室]

○ごみの減量・資源化への取組について

本市では、ごみの減量・資源化への取組として、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進しているが、ごみの排出量は、平成 25 年度ごろからはほぼ横ばい状態で推移している。

平成 28 年 3 月には、平成 21 年 6 月に策定した「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」の後継計画となる「枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。次世代へより良い生活環境・地球環境を引き継いでいくためにも、啓発の充実など、更なるごみの減量・資源化に取り組むよう要望する。

また、枚方市新行政改革実施プランに掲げるごみ処理手数料の適正化に向けて、引き続き検討を進めるよう要望する。

○個人情報を取り扱う委託業務に係る事務処理について

個人情報を取り扱う委託契約において、仕様書に個人情報事項の記載はあったものの、個人情報の保護に関する覚書等は交わされていない。

今後は、個人情報の取扱いの重要性を認識し、適正な事務処理を行うよう要望する。

[淀川衛生事業所]

○し尿等の収集及び処理業務の効率化について

し尿等の処理業務については、処理施設の希釈放流方式への移行に向けた取組を行うとともに、し尿収集時に点在する公共下水道未接続世帯に対して接続促進の啓発が行われているが、引き続き、効率的・効果的な事務の執行を進めていくよう要望する。

また、水質検査に使用する劇物等の薬品管理については、前回監査の結果に基づき、水質薬品類使用日報には使用前及び使用後の計量結果が記載され、9 月及び 3 月に薬品の管理状況の確認がされているなど事務の改善が行われているが、在庫数量を調査したところ、平成 27 年度水質薬品類管理記録簿の数量に記載誤りがあったため、記録簿の数量と在庫数量が一致しなかった。

今後は、水質薬品類管理記録簿への記載を正確に行うとともに、複数の者が立会いの上、現物との照合を行うなど、より一層の適切な薬品管理に努めるよう要望する。

[環境保全課]

○空き家・空き地対策の推進について

本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、枚方市空家等対策協議会を設置し、本年 3 月に特定空家等の判断基準等を策定したところである。

今後も引き続き、空家等対策計画の策定など、空き家・空き地対策の推進に取り組むよう要望する。

○規格葬儀に関する事務手続について

本市では、枚方市規格葬儀取扱店として承認した事業者により規格葬儀を実施している。

今回、監査した結果、枚方市規格葬儀に関する協定書の規定に基づき、事業者に対し、協定更新申出書等の提出を求めているが、更新の決裁処理がされていなかった。

今後は、適正な事務執行に努めるよう要望する。

[環境指導課]

○公害関係事務における指導行政及び環境監視について

公害の未然防止に当たっては、公害防止に係る普及啓発を行うとともに、引き続き工場及び事業場における基準遵守状況等の把握に努め、適切な指導を行うよう要望する。

また、環境監視局の敷地の一部が不法占用となっているが、今後、その解消に向けて、適切に取り組むよう要望する。

[穂谷川清掃工場・東部清掃工場]

特に指摘すべき事項はなかった。